

宮城県総合周産期母子医療センター指定要綱 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">宮城県総合周産期母子医療センター指定要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1 県は、地域周産期母子医療センター及び地域における周産期医療施設と連携を図り、合併症妊娠（重症妊娠高血圧症候群、切迫早産等）、胎児・新生児異常（超低出生体重児、先天異常児等）等母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療等の周産期医療を提供することにより、周産期医療の充実・強化を図り、もって、胎児期から分娩、新生児期の一貫した周産期医療サービスを提供し、地域の周産期医療機関を機能的に支援する総合周産期母子医療センター（以下「総合周産期センター」という。）を指定することとし、その指定に関しては<u>周産期医療の体制構築に係る指針（平成29年3月31日医政地発0331第3号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）</u>に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。</p> <p>第2～第6 （略）</p> <p>附 則 （略）</p> <p>附 則</p> <p><u>この要綱は、令和2年11月 日から施行する。</u></p> <p>別記様式第1号～別紙1 （略）</p> <p>別紙2 指定要件の具備状況</p>	<p style="text-align: center;">宮城県総合周産期母子医療センター指定要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1 県は、地域周産期母子医療センター及び地域における周産期医療施設と連携を図り、合併症妊娠（重症妊娠高血圧症候群、切迫早産等）、胎児・新生児異常（超低出生体重児、先天異常児等）等母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療等の周産期医療を提供することにより、周産期医療の充実・強化を図り、もって、胎児期から分娩、新生児期の一貫した周産期医療サービスを提供し、地域の周産期医療機関を機能的に支援する総合周産期母子医療センター（以下「総合周産期センター」という。）を指定することとし、その指定に関しては周産期医療対策事業実施要綱（平成22年3月24日医政発0324第20号厚生労働省医政局長通知）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。</p> <p>第2～第6 （略）</p> <p>附 則 （略）</p> <p>別記様式第1号～別紙1 （略）</p> <p>別紙2 指定要件の具備状況</p>

1 機能

要件	必須要件	努力規定	備考
(略)			
必要に応じ当該施設の関係診療科又は他の施設と連携し、産科合併症以外の合併症（脳血管障害、心疾患、敗血症、外傷、精神疾患等）を有する母体に対応できる。			
(略)			
<u>(削除)</u>			
<u>(削除)</u>			

2 整備内容

原則として三次医療圏に1施設（複数設置する場合は、搬送コーディネーター設置等により、母体及び新生児の円滑な搬送及び受け入れに留意する。）			
(略)			
<u>(削除)</u>			

3 病床数 (略)

4 職員 (略)

1 機能

要件	必須要件	努力規定	備考
(略)			
必要に応じ当該施設の関係診療科又は他の施設と連携し、産科合併症以外の合併症（脳血管障害、心疾患、敗血症、外傷等）を有する母体に対応できる。			
(略)			
周産期医療情報センターとしての機能			
他の周産期医療施設の医療従事者に対する研修			

2 整備内容

原則として県内に1施設（複数設置する場合は、搬送コーディネーター設置等により、母体及び新生児の円滑な搬送及び受け入れに留意する。）			
(略)			
血小板等成分輸血を含めた輸血の供給ルートを常に確保			

3 病床数 (略)

4 職員 (略)

<p>(削除)</p>	<p>5 周産期医療情報センター</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1167 201 1827 300">関係医療機関と通信回線等を接続し, 周産期救急情報システムを運営する。</td> <td data-bbox="1827 201 1924 300">○</td> <td data-bbox="1924 201 2020 300" style="background-color: #cccccc;"></td> <td data-bbox="2020 201 2116 300">他団体への委託</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 300 1827 349">情報を収集し, 関係者に提供する。</td> <td data-bbox="1827 300 1924 349">○</td> <td data-bbox="1924 300 2020 349" style="background-color: #cccccc;"></td> <td data-bbox="2020 300 2116 349">託による実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 349 1827 399">救急医療情報システムとの連携</td> <td data-bbox="1827 349 1924 399" style="background-color: #cccccc;"></td> <td data-bbox="1924 349 2020 399">○</td> <td data-bbox="2020 349 2116 399"></td> </tr> </table>	関係医療機関と通信回線等を接続し, 周産期救急情報システムを運営する。	○		他団体への委託	情報を収集し, 関係者に提供する。	○		託による実施	救急医療情報システムとの連携		○					
関係医療機関と通信回線等を接続し, 周産期救急情報システムを運営する。	○		他団体への委託														
情報を収集し, 関係者に提供する。	○		託による実施														
救急医療情報システムとの連携		○															
<p>(削除)</p>	<p>6 周産期医療関係者研修</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1167 496 1827 643">地域周産期医療関連施設等の医師, 助産師, 看護師, 搬送コーディネーター, N I C U入院児支援コーディネーター等に対する研修。</td> <td data-bbox="1827 496 1924 643" style="background-color: #cccccc;"></td> <td data-bbox="1924 496 2020 643" style="background-color: #cccccc;"></td> <td data-bbox="2020 496 2116 643"></td> </tr> </table>	地域周産期医療関連施設等の医師, 助産師, 看護師, 搬送コーディネーター, N I C U入院児支援コーディネーター等に対する研修。															
地域周産期医療関連施設等の医師, 助産師, 看護師, 搬送コーディネーター, N I C U入院児支援コーディネーター等に対する研修。																	
<p>5 連携機能 (略)</p>	<p>7 連携機能 (略)</p>																
<p>6 災害対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="138 828 810 927">要件</th> <th data-bbox="810 828 907 927">必須要件</th> <th data-bbox="907 828 1003 927">努力規定</th> <th data-bbox="1003 828 1095 927">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="138 927 810 976">業務継続計画の策定</td> <td data-bbox="810 927 907 976"></td> <td data-bbox="907 927 1003 976" style="background-color: #cccccc;"></td> <td data-bbox="1003 927 1095 976"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="138 976 810 1123">通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し, 3日分程度の備蓄燃料を確保しておくこと。</td> <td data-bbox="810 976 907 1123"></td> <td data-bbox="907 976 1003 1123" style="background-color: #cccccc;"></td> <td data-bbox="1003 976 1095 1123"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="138 1123 810 1222">災害時に少なくとも3日分の病院の機能を維持するための水を確保すること。</td> <td data-bbox="810 1123 907 1222"></td> <td data-bbox="907 1123 1003 1222" style="background-color: #cccccc;"></td> <td data-bbox="1003 1123 1095 1222"></td> </tr> </tbody> </table> <p>別記様式第 2 ~ 5 (略)</p>	要件	必須要件	努力規定	備考	業務継続計画の策定				通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し, 3日分程度の備蓄燃料を確保しておくこと。				災害時に少なくとも3日分の病院の機能を維持するための水を確保すること。				<p>(新設)</p> <p>別記様式第 2 ~ 5 (略)</p>
要件	必須要件	努力規定	備考														
業務継続計画の策定																	
通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し, 3日分程度の備蓄燃料を確保しておくこと。																	
災害時に少なくとも3日分の病院の機能を維持するための水を確保すること。																	

宮城県総合周産期母子医療センター指定指針 新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="318 304 904 336">宮城県総合周産期母子医療センター指定指針</p> <p data-bbox="107 403 1104 528">この指針は、宮城県総合周産期母子医療センター指定要綱（令和2年11月___日施行）第2の規定に基づき、総合周産期母子医療センターの認定に関し必要な事項を定める。</p> <p data-bbox="107 547 1104 627">宮城県総合周産期母子医療センターは、次の1～7の要件を具備したものである。</p> <p data-bbox="107 691 226 722">1 機能</p> <p data-bbox="129 738 1115 1206">(1) 総合周産期母子医療センターとは、相当規模の母体・胎児集中治療管理室（以下「MFICU」という。）を含む産科病棟及び新生児集中治療管理室（以下「NICU」という。）を含む新生児病棟を備え、常時の母体及び新生児搬送受入体制を有し、合併症妊娠（重症妊娠高血圧症候群、切迫早産等）、胎児・新生児異常（超低出生体重児、先天異常児等）等母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療等の周産期医療を行うことができるとともに、必要に応じて当該施設の関係診療科又は他の施設と連携し、産科合併症以外の合併症（脳血管障害、心疾患、敗血症、外傷、<u>精神疾患</u>等）を有する母体に対応することができる医療施設であること。</p> <p data-bbox="129 1222 1115 1350">(2) 総合周産期母子医療センターは、その他の地域における周産期医療に関連する病院、診療所及び助産所（以下「地域周産期医療関連施設」という。）等からの救急搬送を受け入れるなど、周産期医療体制の中核として地</p>	<p data-bbox="1346 304 1933 336">宮城県総合周産期母子医療センター指定指針</p> <p data-bbox="1140 403 2136 528">この指針は、宮城県総合周産期母子医療センター指定要綱（平成22年10月19日施行）第2の規定に基づき、総合周産期母子医療センターの指定に関し必要な事項を定める。</p> <p data-bbox="1140 547 2136 627">宮城県総合周産期母子医療センターは、次の1～7の要件を具備したものである。</p> <p data-bbox="1140 691 1258 722">1 機能</p> <p data-bbox="1162 738 2148 1206">(1) 総合周産期母子医療センターとは、相当規模の母体・胎児集中治療管理室（以下「MFICU」という。）を含む産科病棟及び新生児集中治療管理室（以下「NICU」という。）を含む新生児病棟を備え、常時の母体及び新生児搬送受入体制を有し、合併症妊娠（重症妊娠高血圧症候群、切迫早産等）、胎児・新生児異常（超低出生体重児、先天異常児等）等母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療等の周産期医療を行うことができるとともに、必要に応じて当該施設の関係診療科又は他の施設と連携し、産科合併症以外の合併症（脳血管障害、心疾患、敗血症、外傷等）を有する母体に対応することができる医療施設であること。</p> <p data-bbox="1162 1222 2148 1350">(2) 総合周産期母子医療センターは、その他の地域における周産期医療に関連する病院、診療所及び助産所（以下「地域周産期医療関連施設」という。）等からの救急搬送を受け入れるなど、周産期医療体制の中核と</p>

域周産期母子医療センターその他の地域周産期医療関連施設等との連携を図るものとする。

(削除)

2 整備内容

(1) 施設数

総合周産期母子医療センターは、原則として、三次医療圏に1施設とする。

(略)

(2) ~ (3) (略)

(4) 設備等

(略)

イ ~ ヘ (略)

(削除)

3 病床数

(1) MFICU及びNICUの病床数は、当該施設の過去の患者受入実績やカバーする周産期医療圏の人口等に応じ、総合周産期母子医療センターとしての医療の質を確保するために適切な病床数とすることを基本とし、MFICUの病床数は6床以上、NICUの病床数は9床以上（12床以上とすることが望ましい。）とする。(略)

(2) ~ (3) (略)

して地域周産期母子医療センターその他の地域周産期医療関連施設等との連携を図れる施設であること。

(3) 総合周産期母子医療センターは、原則として周産期医療情報センターとしての機能を有するとともに、他の周産期医療施設の医療従事者に対する研修を行うことができること。

2 整備内容

(1) 施設数

総合周産期母子医療センターは、原則として、県内に1施設とする。(略)

(2) ~ (3) (略)

(4) 設備等

(略)

イ ~ ヘ (略)

ト 輸血の確保

血小板等成分輸血を含めた輸血の供給ルートを常に確保し、緊急時の大量使用に備えるものとする。

3 病床数

(1) MFICU及びNICUの病床数は、県の人口や当該施設の過去の患者受入実績等に応じ、総合周産期母子医療センターとしての医療の質を確保するために適切な病床数とすることを基本とし、MFICUの病床数は6床以上、NICUの病床数は9床以上（12床以上とすることが望ましい。）とする。(略)

(2) ~ (3) (略)

4 職員

(略)

(1) MFICU

イ 24時間体制で産科を担当する複数(病床数が6床以下であっては別途オンコールによる対応ができる者が確保されている場合にあっては1名)の医師が勤務していること。

ロ (略)

(2) ~ (5) (略)

(6) NICU入院児支援コーディネーター

NICU, GCU等に長期入院している児童について、その状態に応じた望ましい療育・療養環境への円滑な移行を図るため、新生児医療、地域の医療施設、訪問看護ステーション、療育施設・福祉施設、在宅医療・福祉サービス等に精通した看護師、社会福祉士等を次に掲げる業務を行うNICU入院児支援コーディネーターとして配置することが望ましい。(略)

(削除)

4 職員

(略)

(1) MFICU

イ 24時間体制で産科を担当する複数の医師が勤務していること。

ロ (略)

(2) ~ (5) (略)

(6) NICU入院児支援コーディネーター

NICU, GCU等に長期入院している児童について、その状態に応じた望ましい療育・療養環境への円滑な移行を図るため、地域の医療施設、訪問看護ステーション、療育施設・福祉施設、在宅医療・福祉サービス等に精通した者を次に掲げる業務を行うNICU入院児支援コーディネーターとして配置することが望ましい。(略)

5 周産期医療情報センター

総合周産期母子医療センター等に、周産期医療情報センターを設置するものとする。

(1) 周産期医療情報センターは、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センターその他の地域周産期医療関連施設等と通信回線等を接続し、周産期救急情報システムを運営するものとする。

(2) 周産期医療情報センターは、次に掲げる情報を収集し、関係者に提供するものとする。

イ 周産期医療に関する診療科別医師の存否及び勤務状況

<p>(削除)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ロ 病床の空床状況 ハ 手術，検査及び処置の可否 ニ 重症例の受入れ可能状況 ホ 救急搬送に同行する医師の存否 ヘ その他地域の周産期医療の提供に関し必要な事項 <p>(3) 情報収集・提供の方法</p> <p>周産期医療情報センターは，電話，FAX，コンピューター等適切な方法により情報を収集し，関係者に提供するものとする。</p> <p>(4) 救急医療情報システムとの連携</p> <p>周産期救急情報システムについては，救急医療情報システムとの一体的運用や相互の情報参照等により，救急医療情報システムと連携を図るものとする。また，周産期救急情報システムと救急医療情報システムを連携させることにより，総合周産期母子医療センター，地域周産期母子医療センターその他の地域周産期医療関連施設，救命救急センター，消防機関等が情報を共有できる体制を整備することが望ましい。</p> <p>6 周産期医療関係者研修</p> <p>県は，地域周産期医療関連施設等の医師，助産師，看護師，搬送コーディネーター，NICU入院児支援コーディネーター等に対し，地域の保健医療関係機関・団体等と連携し，総合周産期母子医療センター等において，必要な専門的・基礎的知識及び技術を習得させるため，到達目標を定め，研修を行うものとする。</p> <p>(1) 到達目標の例</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 周産期医療に必要とされる基本的な知識及び技術の習得
-------------	---

<p>5 連携機能 (略)</p> <p>6 災害対応</p> <p><u>総合周産期母子医療センターは、災害時を見据えて、下記の対策を行うこと。</u></p>	<p>ロ 緊急を要する母体及び新生児に対する的確な判断力及び高度な技術の習得</p> <p>(2) 研修内容の例</p> <p>イ 産科</p> <p>(イ) 胎児及び母体の状況の適切な把握と迅速な対応</p> <p>(ロ) 産科ショックとその対策</p> <p>(ハ) 妊産婦死亡とその防止対策</p> <p>(ニ) 帝王切開の問題点</p> <p>ロ 新生児医療</p> <p>(イ) ハイリスク新生児の医療提供体制</p> <p>(ロ) 新生児関連統計・疫学データ</p> <p>(ハ) 新生児搬送の適応</p> <p>(ニ) 新生児蘇生法</p> <p>(ホ) ハイリスク新生児の迅速な診断</p> <p>(ヘ) 新生児管理の実際</p> <p>(ト) 退院後の保健指導, フォローアップ実施方法等</p> <p>ハ その他</p> <p>(イ) 救急患者の緊急度の判断, 救急患者の搬送及び受入ルール等</p> <p>(ロ) 他の診療科との合同の症例検討会等</p> <p>7 連携機能 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>
---	---

- (1) 被災後、早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画を策定していること。なお、自都道府県のみならず近隣都道府県の被災時においても、災害時小児周産期リエゾン等を介して物資や人員の支援を積極的に担うこと。
- (2) 通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3日分程度の備蓄燃料を確保しておくこと。なお、自家発電機等の燃料として都市ガスを使用する場合は、非常時に切替え可能な他の電力系統等を有しておくこと。また、平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証しておくこと。なお、自家発電機等の設置場所については、地域のハザードマップ等を参考にして検討することが望ましい。
- (3) 災害時に少なくとも3日分の病院の機能を維持するための水を確保すること。具体的には、少なくとも3日分の容量の受水槽を保有しておくこと又は停電時にも使用可能な地下水利用のための設備(井戸設備を含む)を整備しておくことが望ましいこと。ただし、必要に応じて優先的な給水協定の締結等により必要な水を確保することについても差し支えないものとする。